

生駒市教育委員会規則第7号

生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月25日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市コミュニティセンター条例施行規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（許可に関する手続の特例）

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、条例第5条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

第12条中「第4条から第6条まで」を「第4条、第5条、第6条」に、「様式第3号」を「、第5条の2中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは」と、様式第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。